

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま組織及び業務分掌に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）定款第48条に基づく事務局の設置及び業務分掌に関する基本事項を定め、効率的な運営を図ることを目的とする。

(業務の管理)

第2条 業務を適正に管理するため、総括責任者及び支援活動責任者を置く。

2 総括責任者は代表理事とし、支援活動責任者は、センター定款第22条第3項に定める業務執行理事のうち代表理事が指名する者とする。

3 総括責任者は、管理部門及び事業部門の管理の責に任じ、事業の適正な推進について指導監督に当たるものとする。

(組織)

第3条 センターの組織は別表のとおりとし、事務局に次の部門を置く。

(1) 管理部門

管理部門は、主として事務の管理業務をつかさどる。

(2) 事業部門

事業部門は、主として相談支援、直接的支援、犯給金の申請補助、広報・啓発及びその他の業務をつかさどる。

(業務分掌)

第4条 各部門の業務分掌は、次のとおりとする。

(1) 管理部門

- ア 会員の管理に関する事項
- イ 役員及び職員に関する事項
- ウ 経理に関する事項
- エ 公印、鍵類の保管に関する事項
- オ 総会、理事会その他の会議に関する事項
- カ 各種情報の管理に関する事項
- キ 資産の管理に関する事項
- ク その他管理全般に関する事項

(2) 事業部門

- ア 電話相談及び面接相談等各種相談活動に関する事項
- イ 支援の対象者に対する情報提供に関する事項
- ウ 日常生活の支援に関する事項
- エ 警察、検察庁及び裁判所等への付添い等に関する事項
- オ 精神科医の紹介・付添い等に関する事項
- カ 被害者等への物品の供与又は貸与に関する事項
- キ 行政機関等との連携による支援に関する事項

- ・公営住宅等の確保
- ・雇用等の斡旋
- ・引越し等
- ・生活資金の確保等
- ク 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う給付金の申請を補助する事業に関する事項
- ケ 自助グループの支援に関する事項
- コ 事業の広報・啓発、宣伝に関する事項
- サ 関係機関・団体等への情報提供に関する事項
- シ 支援活動に携わる者の養成、研修及び指導、助言等に関する事項
- ス 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事項
- セ 「犯罪被害者支援基金」の運営に関する事項
- ソ その他センターの事業目的を達成するために必要な事項

(委員会の設置)

第5条 前条の管理部門及び事業部門の業務分掌を明確にし、円滑な運営を図るため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
 - (2) 相談事業委員会
 - (3) 直接支援事業委員会
 - (4) 自助グループ活動支援委員会
 - (5) 研修委員会
 - (6) 広報委員会
 - (7) フォーラム実行委員会
- 2 委員会の委員の数は、3人以上15人以下とし、委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員の任期は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員会に、委員長1人、副委員長若干名を置くこととし、委員長及び副委員長は、任期の最初に開かれた委員会において、委員がこれを互選する。
 - 6 委員長は、委員会の事務を総理し、その会議の議長となり、委員会活動の充実及び活性化を図るよう努める。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め委員会の定める順序により委員長の職務を行う。
 - 8 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、代表理事がこれを招集する。又、理事長は、必要があると認めるときは、委員長に委員会の開催を請求することができる。
 - 9 委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、議決をすることができない。
 - 10 委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

11 役員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(各委員会の業務)

第6条 各委員会の業務内容は、概ね次のとおりとする。

委員会	業務内容
総務	第4条(1)に定める各事業、及び4条(2)セに定める事項
相談事業	第4条(2)アに定める事項
直接支援事業	第4条(2)イないしクに定める事項
自助グループ活動支援	第4条(2)ケに定める事項
研修	第4条(2)シ及びスに定める事項
広報	第4条(2)コ及びサに定める事項、ただしフォーラム実行委員会の業務内容を除く。
フォーラム実行	犯罪被害者週間における「フォーラム in おかやま」、及び県民公開講座の開催に関する事項

(委任)

第7条 本規程に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成21年8月12日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成21年12月9日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。